

「つつじ山荘居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。(熊本県指定4372600348)

当事業所は、ご契約者に対して居宅サービスが適切に利用できるよう計画を作成し、事業者等との連絡調整を行います。

当事業所の概要やサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 経営法人

法人名	社会福祉法人 双友会
法人所在地	熊本県菊池郡大津町大字大津2061番地
電話番号	096-293-4014
代表者氏名	理事長 緒方 一未
設立年月日	昭和48年1月18日

2. 事業所の概要

事業所の名称	つつじ山荘居宅介護支援事業所
所在地	熊本県菊池郡大津町大字大津字前田1187番地1
管理者氏名	府内 大知
電話番号	096-294-3012
介護保険事業所番号	4372600348
サービス提供地域	①大津町 ②菊陽町 ③合志市 ④菊池市旭志 ⑤西原村の鳥子・小森・布田校区 ⑥南阿蘇村の立野校区 ⑦熊本市

(目的)

1. 指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(方針)

1. 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことにできるよう配慮して援助に努める。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
4. 本事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関との連携に努める。

(職員の職種及び定数)

1. 管理者 1名 (兼務1名)
2. 主任介護支援専門員 2名 (兼務1名)
3. 介護支援専門員 4名 (常勤専従3名、兼務1名)

なお、利用者44人又はその端数を増す毎に増員します。

4. 事務員 1名 (兼務1名)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適正に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

1. 事業所は、居宅介護支援の提供に際し、予め、利用申込者とその家族(以下、「利用申込者」という。)に対し、本運営規程の概要、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者等がサービスの選択に資するための重要事項等の文書を交付して説明を行い、居宅介護支援に関する事項について、利用申込者と本所間で文章による確認を得た後、サービスを提供するものとする。
2. 本事業は、居宅介護支援の提供を求められた時は、利用者の被保険証により、被保険証資格と要介護認定の有無、認定区分と要介護者等の有効期間を確認する。
3. 利用者の相談を受ける場所は当事業所又は利用者宅等とする。
4. サービス担当者会議の開催は、原則として利用者宅にて行う。
5. 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。
 - (1) 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画を作成する。
 - (2) 介護サービス計画に基づき、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜を図る。
 - (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援するうえでの解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握、及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。
 - (4) 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(通常の事業実施範囲)

1. 通常の事業の実施地域は、大津町、菊陽町、合志市、熊本市、菊池市旭志の全校区及び西原村の鳥子、小森、布田校区、南蘇村の立野校区とする。

居宅介護支援を提供した際に、利用者からの支払を受ける場合における利用料の額は、法定代理受領分については無料とし、法定代理受領以外の部分については、介護報酬上の告示額(厚生大臣の定める基準額)とする。
2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。

なお、通常の事業の実施地域を越えて自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

 - (1) 通常の事業の実施地域を越えてから片道おおむね10km未満 400円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えてから片道おおむね10km以上 600円
 - (3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、

支払に同意する旨の文書（記名押印）を受けるとする。

（ 秘密保持 ）

1. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（ 虐待防止に関する事項 ）

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ 身体拘束に関する事項 ）

1. 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
2. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（ 業務継続計画の策定等 ）

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ 衛生管理等 ）

1. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（ その他運営に関する重要事項 ）

事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

1. 事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 利用者又は家族等からの事業所やサービス従事者、その他の関係者に対して暴力や暴言、無理な要求等、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合がある。
6. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
7. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 双友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(営業日及び営業時間)

1. 営業日は、通常月曜日から土曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は、午前8時00分から午後6時00分までとする。
ただし、土曜・祝日は午前8時00分から午後5時00分までとする。

上記、事項について説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

本人 住所

氏名 ⑩

家族 (又は代理人)

住所

氏名 ⑩

(事業所) 〒869-1233

熊本県菊池郡大津町大字大津字前田1187-1
社会福祉法人 双友会 代表者 緒方 一未
つつじ山荘居宅介護支援事業所 介護支援専門員